

横浜市からのお知らせ



市素案説明会のお知らせ

～山手地区景観計画（素案）・山手地区都市景観協議地区（素案）について～

横浜市では、山手地区において、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、山手町及びその周辺地区の景観保全を図ってきました。本要綱は、法律及び条例に基づく規制基準並びに地域地区等の整備がなされるまでの暫定的な制度であるため、景観法に基づく「景観計画」及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく「都市景観協議地区」への移行を行います。

新たな制度は、「山手地区景観風致保全要綱」における指導内容を概ね踏襲したものになりますが、移行にあたり「山手地区景観計画」及び「山手地区都市景観協議地区」の市素案の内容や今後の手続について、説明会を開催します。

山手地区景観計画・都市景観協議地区 市素案説明会

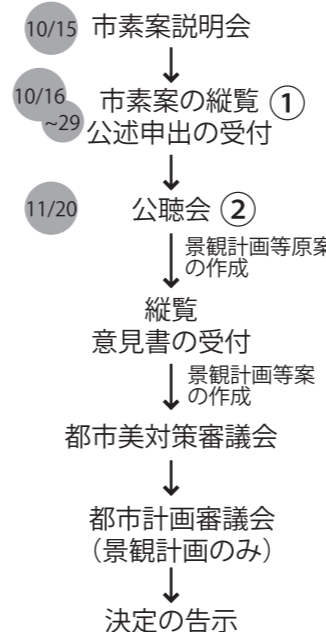
○開催日時  
平成30年10月15日(月) 午後7時から

○会場  
横浜市開港記念会館 2階6号室 (中区本町1丁目6番地)

みなとみらい線：日本大通り駅（1番出口）から徒歩1分  
JR京浜東北線・根岸線：関内駅（南口）から徒歩10分  
市営地下鉄線：関内駅（1番出口）から徒歩10分  
※駐車場のご用意はありません。公共交通機関をご利用ください。  
※申込不要です。当日、直接会場へお越しください。



今後の手続の流れ



①市素案の縦覧・公述申出の受付

- 縦覧期間 平成30年10月16日(火)から平成30年10月29日(月)まで  
※土・日を除く
- 縦覧場所 都市整備局景観調整課 (受付時間午前8時45分から午後5時15分まで)  
※景観調整課ホームページで景観計画等の市素案をご覧になれます。
- 公述申出 横浜市民及び利害関係人は公述申出ができます。  
公述申出書は、平成30年10月29日(月)必着で、景観調整課まで郵送又は持参してください。  
※公述申出書は、縦覧場所で配布しているほか、景観調整課ホームページでダウンロードできます。  
※公述人は10名程度とし、選定にあたっては抽選を行います。

②公聴会の開催（公述申出があった場合のみ）

- 開催日時 平成30年11月20日(火) 午後7時から
- 会場 神奈川近代文学館 ホール  
※傍聴は申込不要です。当日、直接会場へお越しください。  
※開催の有無については、10月30日(火)以降に景観調整課に電話でお問合せいただくか景観調整課ホームページでご確認ください。

お問い合わせ先

- 景観計画等の手続に関する問合せについて  
横浜市都市整備局景観調整課  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 市庁舎6階 TEL 045-671-3470  
景観調整課ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/>
- 景観計画の市素案等の内容に関する問合せについて  
横浜市都市整備局都心再生課  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 市庁舎6階 TEL 045-671-2673

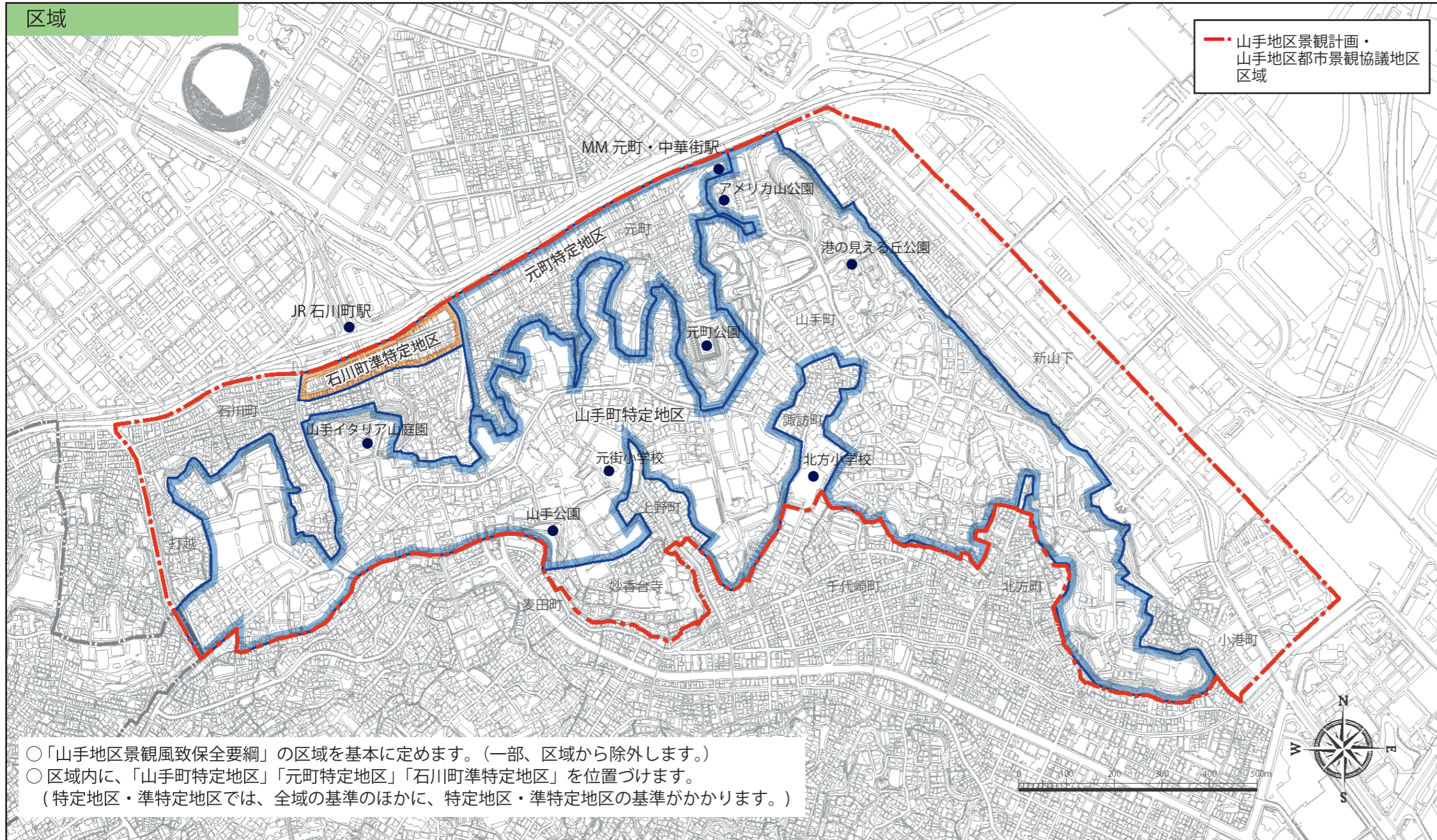


景観計画・都市景観協議地区とは

- 景観計画  
景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定めます。区域内において建築物の建築等を行う場合は、横浜市へ届出が必要になります。
- 都市景観協議地区  
横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（以下「景観条例」という。）に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針（行為指針）などを定めたものです。地区内においては、あらかじめ定めてある方針や行為指針に基づき、事業者と横浜市が創造的な協議を行い、質の高い都市景観の創造を目指します。



区域



○「山手地区景観風致保全要綱」の区域を基本に定めます。（一部、区域から除外します。）  
 ○区域内に、「山手町特定地区」「元町特定地区」「石川町準特定地区」を位置づけます。  
 （特定地区・準特定地区では、全域の基準のほかに、特定地区・準特定地区の基準がかかります。）

制度移行による主な変更点

- ◆建築物・工作物の新築等及び樹木の伐採（一定規模以上のものに限る。）を行う場合は、景観法に基づく行為の届出が必要になります。行為の届出は、工事着手の31日前までに行う必要があります。（行為の届出があった日から30日を経過しないと工事着手ができません。）
- ◆建築物・工作物（鉄塔等に限る）の新築等及び屋外広告物の設置等を行う場合は、景観条例に基づく都市景観協議の届出が必要になります。協議は、上記届出の前に行います。（塀・擁壁等の工作物の新築等を行う場合は不要。）
- ◆法令等に基づく制度になるため、基準適合していない場合は、勧告や罰則等の対象になります。
- ◆景観計画で、眺望の視点場に向かって設置する屋外広告物等は、新たに設置等ができなくなります。
- ◆景観上重要な公園や道路は、景観重要公共施設に指定し、整備基準等を定めます。
- ◆特定都市景観形成行為に該当する場合は、外部の有識者会議である都市美対策審議会に付議し、意見を聴きます。



▲眺望の視点場からの眺望景観の例（港の見える丘公園）

方針・基準等

ア 良好な景観の形成に関する方針【景観計画】

魅力ある都市景観を創造するための方針【都市景観協議地区】

- <全域>
- I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。
  - II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。
  - III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。
  - IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。
  - V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。
- <山手町特定地区>
- (1) 旧外国人居留地として形成された街の歴史や文化を継承し、ゆとりある敷地と緑豊かな街並みを形成する。
  - (2) 住宅・文教地区としての良好な環境を保全し、来街者も歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。
- <元町特定地区>
- (1) 横浜の開港以来発展してきた商店街の歴史や文化を継承し、連続した歩行者空間と秩序ある街並みを形成する。
- <石川町準特定地区>
- (1) 山手、中華街などの観光地への最寄り駅である起点としての地域の特性を生かし、元町と連続した歩行者空間と賑わいのある街並みを形成する。

イ 景観形成基準【景観計画】・行為指針【都市景観協議】

	景観形成基準（景観計画）	行為指針（都市景観協議地区）
全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○眺望景観の確保</li> <li>○色彩</li> <li>○樹木・緑地の保全</li> <li>○建築物の最高高さ</li> <li>○壁面の位置の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○眺望景観の確保に関する事項</li> <li>○色彩に関する事項</li> <li>○屋外広告物に関する事項</li> </ul>
地区別	<ul style="list-style-type: none"> <li>○街並みの形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○街並みの形成に関する事項</li> <li>○屋外広告物に関する事項</li> </ul>

- ウ 景観重要建造物の指定の方針 及び 景観重要樹木の指定の方針 【景観計画】
- エ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 【景観計画】
- オ 景観重要公共施設の整備に関する事項 【景観計画】
- カ 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準 【景観計画】